



2009 / 5

Web版 第 1号
 (通巻第 695号)
 発行・発行
 大分県商工労働部労政福祉課

新任あいさつ



大分県商工労働部
 労政福祉課長
 関 恵子

4月1日付けで大分県商工労働部労政福祉課長になりました関と申します。昨年末からの世界的な景気の急速な悪化により、社会・経済情勢や労働問題を取り巻く環境が激しく変化しています。

このような時に、より多くの方々に県内外の労働関係の情報を提供するため、「労働おおいた」をこれまでの紙媒体からITを活用し県庁ホームページ上で御覧いただけるようにいたしました。

わかりやすくお役に立つ紙面作りをめざしてまいりますので、皆様のご愛読をお願いいたしますとともに、ご意見ご感想をお寄せいただければ幸いです。

平成21年4月

目次

新任あいさつ	---P1
労政福祉課2009年度の取組	---P2
県立工科短期大学 入学式	---P2
特集1 / 09春季賃上げ	---P3
特集2 / 労働相談	---P4
県内外の動き(労働関係3月~4月)	---P5 ~ P6
主要労働経済指標	---P7
労委だより	---P8

「Web労働おおいた」はこれから、大分県庁ホームページ内の「おおいたの労働」のページ内に掲載します。P8下段にアドレスがありますのでご利用ください。

NEW 事例集を作りました!!



このたび大分県労政福祉課では「はじめませんか! 両立支援 - 仕事と家庭の両立支援取組事例集 -」を作成しました。

職場での両立支援を推進する際にご利用下さい。

事例集表紙

お問い合わせ： 労政福祉課労政福祉班
 TEL 097-506-3327

おおいた産業活力創造戦略2009 ~ 今こそ おおいたの底力 ~
現場主義 / スピード / 改革・挑戦 大分県商工労働部

「おおいた産業活力創造戦略2009」3つの柱

- 第1の柱「産業集積の進化と地場企業の体質強化」
- 第2の柱「優秀な人材の育成・確保と雇用のミスマッチの解消」
- 第3の柱「商業の振興と国内外への大分ブランドの確立」

労政福祉課 2009年度の取組

私たち労政福祉課では、今年度は次の事業を重点に取り組んでまいります。

- 1 「職場におけるワーク・ライフ・バランスの確立」に向けた事業
 - 「おおいた子育て応援団(しごと子育てサポート企業)」認証企業の拡大
 - ワーク・ライフ・バランス推進のため、セミナー・懇談会等の開催
 - ワーク・ライフ・バランスに関係する法令、先進事例、支援制度の紹介など情報提供
- 2 「多様な働き方への対応」に向けた事業
 - 労働相談の充実
 - 気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。
 - 働くことに関連した法律の知識を県民の方に広く知っていただく取組
 - 県内各地での各種労働講座開催
 - 県庁ホームページを利用したの情報提供
 - 一般向けの啓発資料の作成・配付
 - 就職予定の学生等を対象とした出前講座の開催

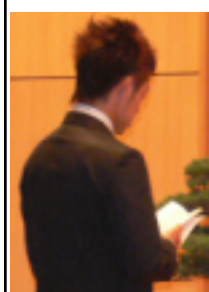
「ものづくりのプロ」を目指して88名が入学 ~県立工科短大~

4月10日、中津市の県立工科短期大学で入学式が行われ、3つの学科に88名が入学しました。

式では村上校長が「技術力と人間力を兼ね備えた実践的な技術者に育てほしい」と述べました。



県立工科短期大学(中庭より校舎を望む)



入学生を代表して秦啓人さん(機械システム系)が「不屈のチャレンジ精神を持って、困難を克服し、それぞれの目標に向かって学生としての本分をはたします。」と宣誓しました。



村上校長、広瀬知事を囲んで記念撮影

また、来賓の広瀬知事が「技術・技能の背景にある理論、学問を身につけて、将来の新しい技術のリード役になってほしい。」と入学生を激励しました。



県立工科短期大学は、実践的な即戦力となる技術者を養成するため平成10年に開校しました。今年の入校生は第12期生となります。

このほか、大分、佐伯、日田の各高等技術専門学校、別府の竹工芸・訓練支援センターでも272名、県立看護大学校では99名が入学し、それぞれ専門の職業人を目指し新しいスタートをきりました。

【工科短大などの所在地・ホームページ】

- 大分県立工科短期大学
 - 〒: 871-0006 中津市東浜407-27
 - 【ホームページ】<http://www.oita-it.ac.jp/>
- *****
- 大分高等技術専門学校
 - 〒870-1141 大分市大字下宗方1035-1
 - 【ホームページ】<http://www.oct-net.ne.jp/~kogisen/>
- *****
- 佐伯高等技術専門学校
 - 〒876-0822 佐伯市西浜8-31
 - 【ホームページ】<http://www.saiki-tc.ac.jp/>
- *****
- 日田高等技術専門学校
 - 〒877-0084 日田市朝日ヶ丘576-10
 - 【ホームページ】<http://www.hita-tc.ac.jp/>
- *****
- 竹工芸・訓練支援センター
 - 〒874-0836 別府市東荘園3-3
 - 【ホームページ】<http://www.pref.oita.jp/14511/index.html>

特集1：09春季賃上げ

平成21年春季賃上げ要求・回答・妥結状況（第1回）

平成21年 3月31日現在：平成21年 4月17日発表

大分県商工労働部 労政福祉課労働相談・啓発班 (TEL 097-506-3352)

1 概況

3月31日現在、大分県内の調査対象202事業所のうち要求を把握できたのは38事業所で、全体の18.81%である。

そのうち、妥結した事業所は30事業所で、要求を把握できた事業所の78.95%である。

2 要求状況

要求を把握できた38事業所の平均要求額は9,058円、率は3.40%となっている。

そのうち、前年の数字が把握できる事業所における比較では、前年より、額で1,086円、率で0.42ポイント上回っている。

3 妥結状況

妥結した30事業所の平均妥結額は、4,256円、率は1.59%となっている。

そのうち、前年の数字が把握できる事業所における比較では、前年より、額で949円、率で0.33ポイント下回っている。

集計結果の表は県庁ホームページでごらんになれます。

<http://www.pref.oita.jp/14530/rousei/syunki/index.html>

2009春季生活闘争

中小・地場労組支援集会

～連合・大分地域協議会主催～

4月5日(日)10時から、大分市の全労済ソレイユにおいて、連合大分の大分地域協議会が主催して、「2009春季生活闘争 中小・地場労組支援集会」が開催されました。

集会には大分地域協議会加盟労組から約50名が参加しました。

大分地協・戸高議長あいさつの後、UIゼンセン同盟大分県支部の浅見組織部長から、中小共闘組織取り組み状況について報告があり、続いて連合大分の後藤副事務局長から、2009春闘の動向について説明がありました。その後の中小共闘センター取り組み提起では、中小労組における妥結ミニマム基準として、(1)定期昇給分を妥結ミニマム基準とする、定期昇給分の算定が困難な組織は、4,500円とする、(2)可能な限りベースアップ(賃金改善部分)の獲得をめざすことが提起され、承認されました。

妥結ミニマム基準は、連合・中小共闘センターが中小労働者の賃金水準の低下に歯止めをかけ格差拡大を阻止するため設けた妥結最低基準。

雇用安定・創出の実現に向け政労使が合意

3月23日、政府、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び日本労働組合総連合会により、「雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意」が取りまとめられました。

合意書のなかでは、雇用安定・創出の実現に向けた5つの取組み」として、

1. 雇用維持の一層の推進
2. 職業訓練、職業紹介等の雇用のセーフティネットの拡充・強化
3. 就職困難者の訓練期間中の生活の安定確保、長期失業者等の就職の実現
4. 雇用創出の実現
5. 政労使合意の周知徹底等

があげられています。

また合意書の最後には『なお、仕事と生活の調和の実現は、生産性の向上を図りつつ、労働者が仕事と生活において生きがい、喜びを享受するために重要であり、平成19年12月に取りまとめられた「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、政労使が一体となって、着実な取組みを進める。』とあります。

特集2：労働相談

平成20年度大分県労政・相談情報センターの相談状況

1. 相談件数は前年比299件(対前年度比35.6%)増

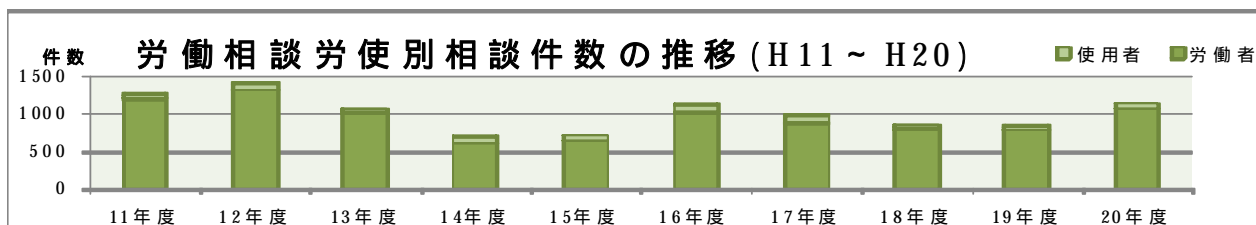
労働相談の件数は前年度から299件増加し、1,138件(対前年度比35.6%増)となり、平成17年度以降続いていた減少傾向から増加傾向に転じました。

2. 労働者からの相談が93.5%

相談者を労使別に見ると労働者からが1,064件(93.5%)、使用者からが74件(6.5%)と圧倒的に労働者からの相談が多くなっています。

労使別労働相談の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
労働者	1,195	1,315	1,017	619	644	1,025	876	793	777	1,064
使用者	61	85	63	66	70	98	113	60	62	74
合計	1,256	1,400	1,080	685	714	1,123	989	853	839	1,138



3 相談内容では

労働条件に関することが最も多い

相談内容を大別すると、「労働条件に関すること」が580件で全体の51.0%を占めています。以下、「その他の問題に関すること」279件(24.5%)、「勤労者福祉に関すること」114件(10.0%)の順となっています。

また相談内容を詳しく見ると、「労働条件に関すること」では「賃金」、「解雇・退職勧奨」、「労働時間・休日」、「退職・退職金」等の相談が、「勤労者福祉に関すること」では「労働保険」の相談が多くなっています。

平成20年度労政・相談情報センター相談内容

相談内容	合計件数	
	労働者	使用者
労働組合及び労使関係に関すること	78	5
労働条件に関すること	580	31
雇用に関すること	62	3
職業能力開発に関すること	10	0
勤労者福祉に関すること	114	5
男女雇用機会均等に関すること	13	2
外国人労働者問題	2	1
その他の問題に関すること	279	27

大分県労政・相談情報センターの労働相談

労働相談

労働問題全般の相談を来所または電話で受付
 予約は不要、相談料は無料
 県職員が直接相談を受けるので、秘密厳守

【場所】大分市大手町3-1-1 県庁本館1F

【受付】月曜～金曜

午前8:30～午後5:15

特別巡回労働相談

県内各地で毎月1回開催
 弁護士や社労士が直接相談を受けます。

【開催予定】

5月28日(木)別府ニューライフプラザ

6月17日(水)大分文化会館2階第2会議室

【受付】13:15～16:15 [相談]～16:45

お問い合わせや電話相談は相談専用電話へ

固定電話用----->TEL:0120-601-540 // 携帯・公衆電話用-->TEL:097-532-3040

【ホームページ】<http://www.pref.oita.jp/14530/sodan/index.html>

県内外の動き（労働関係 3月～4月）

「働く女性の实情」が公表

厚生労働省雇用均等・児童家庭局では、本年3月に働く女性に関する動きを取りまとめた「働く女性の实情」を公表しました。

今年は、平成20年の働く女性の実態とその特徴を明らかにするとともに、近年進学率が上昇し、労働市場に占める割合が高まっている大卒女性の働き方の現状及び課題を分析しています。

【特徴】

平成20年の女性の労働力人口は前年より1万人減少し、2,762万人で5年ぶりの減少となった。

女性の就業者数は、前年より3万人減少し2,656万人で6年ぶりの減少となった。

女性の雇用者数は、前年より15万人増加し2,312万人で6年連続の増加となり、過去最多となった。

所定内給与額でみた男女間の賃金格差（男性＝100.0とする女性の給与額）は67.8（前年66.9）となっており、前年に引き続き格差は縮小した。

就業者数は、自営業主、家族従業者、雇用者の合計です。

障害者の法定雇用率違反企業名を公表

厚生労働省は3月27日、障害者の雇用の促進等に関する法律で義務づけられた法定雇用率(1.8%)を満たさなかった企業4社の企業名を公表しました。

また、同日、法定雇用率(都道府県教育委員会は2.0%)を満たさなかった37都道府県教育委員会に対し、新たに作成した平成21年1月を始期とする障害者採用計画を適正に実施し、障害者の採用を進めるよう、適正実施勧告を行いました。

「ナノマテリアルの安全対策に関する報告書」公表

厚生労働省では、3月31日、「ナノマテリアルの安全対策に関する検討会報告書」をとりまとめて公表しました。

平成20年2月に、ナノマテリアルの安全性の評価手法や安全対策のあり方等について検討を行

うため、専門家及び消費者側の代表者等を委員とする「検討会」が設置されていました。

ナノマテリアルについて

ナノマテリアルとは、その大きさがナノサイズ（1ナノメートルは1ミクロンの更に1000分の1の長さ）である材料を意味し、特有の物性を示すことが知られている。

一部のナノマテリアルについては、一般消費者向けの製品への利用が拡大しており、今後もナノマテリアルがさまざまな用途に用いられることが予想される。

休業等実施計画届の提出状況を発表

厚生労働省は3月31日、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金に係る平成21年2月の休業等実施計画届等の状況を発表しました。

2月に休業計画等を届け出た事業所は全国で30,621事業所、対象者1,875,792人となっています。大分県では届け出236事業所、対象者14,335人となっています。

19年度では全国で届け出たのが638事業所、対象者12,940人。20年度は2月までの合計で届け出が45,942事業所、対象者2,910,362人となっています。

（注）平成21年2月分は速報値であり、今後変更の可能性がある。

平成21年度分には平成20年12月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の休業等実施計画届の受理件数を含む。

非正規労働者の雇止め等の状況

厚生労働省は、3月31日、非正規労働者の雇止め等の状況について、事業所に対する任意の聞き取り等により把握した状況をまとめて発表しました。

【集計結果】

非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整について、昨年10月から本年6月までに実施済み又は実施予定として、3月19日時点で把握できたものについて集計した結果、全国で2,968事業所（大分県53事業所）、対象労働者約19万2千人（大分県3,795人）となっている。

なお、就業形態別の対象人数の割合を全国でみ

ると、「派遣」が65.3%、「契約（期間工等）」が20.4%、請負が8.1%等となっている。

この報告は、労働局やハローワークの通常業務において入手し得た情報に基づき、可能な範囲で事業所に対して任意の聞き取りを行っているため、全ての離職事例やその詳細を把握できたものではない。特に、今後の雇止め等の予定として把握されたものについては、対象労働者が未定であること等により、現時点で把握が難しい項目があることにも留意が必要である。

「派遣」「請負」には、派遣元事業所、請負事業所において正社員として雇用されているものを含む。

派遣元・先指針が改正

厚生労働省は3月31日、労働者派遣契約の中途解除に伴う派遣労働者の解雇、雇止め等に適切に対処するため、労働政策審議会の答申を踏まえ、「派遣元・先指針」を改正しました。改正指針は同日公布され、適用されます。

厚生労働省では、今後、派遣元事業主及び派遣先が派遣契約の中途解除に際し適切に対処することとなるよう、改正指針に基づく周知啓発や的確な指導監督を進めることとしています。

【改正の内容】

- (1) 派遣契約の中途解除に当たって、派遣元事業主は、まず休業等により雇用を維持するとともに、休業手当の支払い等の責任を果たすこと
 - (2) 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により派遣契約を中途解除する場合は、休業等により生じた派遣元事業主の損害を賠償しなければならないこと
 - (3) 派遣契約の締結時に、派遣契約に(2)の事項を定めること
- 等である。

(注)「派遣元・先指針」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第47条の3に基づく、次の2本の指針のこと。

- ・派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針
（平成11年労働省告示第137号）
- ・派遣先が講ずべき措置に関する指針
（平成11年労働省告示第138号）

外国人研修生・技能実習生受入で「不正行為」認定状況を公表

法務省入国管理局は4月9日に外国人研修生・技能実習生受入で、平成20年中に「不正行為」に認定した機関が452となり、前年の449機関を上回ったと公表しました。

「不正行為」の類型別の認定件数は549件、「研修生の所定時間外作業」169件、「労働関係法規違反」155件、「名義貸し」96件を認定しており、この3類型で全体の76.5%を占めています。

ハローワークのサービスが拡充 福祉人材コーナー設置

厚生労働省では、急速な少子高齢化の進展などに伴い、福祉分野におけるマンパワーの確保が重要な課題となっていることから、こうしたニーズに的確に対応するため、本年度より、各都道府県の主要なハローワークに、平成21年4月以降、順次「福祉人材コーナー」を設置し、福祉分野（介護、医療、保育）での人材確保に向けてサービス提供体制の整備及び求人・求職のマッチング機能の強化を図ることとしました。

マザーズハローワーク サービスの拠点拡充

また、21年度においては、マザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナーが設置されていない地域における新たな事業拠点として、マザーズコーナーが4月以降順次、さらに全国40箇所に設置される予定です。

子育てをしながら就職を希望している方に対して、個々の希望やニーズに応じたきめ細かな就職支援を行うため、平成18年度からマザーズハローワークが、平成19年度からマザーズサロンが、平成20年度からマザーズコーナーが設置されています。

マザーズハローワークサービスの拠点では、子ども連れで来所しやすい環境を整備し、子育てをしながら早期の就職を希望している方に対して、希望やニーズ・状況に応じた就職実現プランの策定、予約制の職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、希望やニーズを踏まえた求人の確保を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援を行うこととしています。

主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働実時間(時間)		所定内働実時間(時間)		所定外労働実時間(時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
18年平均	384,401	330,200	302,746	265,343	81,655	64,857	153.5	158.7	140.6	144.9	12.9	13.8
19年平均	377,731	316,296	299,782	256,612	77,949	59,684	154.2	157.8	140.8	144.8	13.4	13.0
20年平均	379,497	315,010	300,694	256,327	78,803	58,683	153.0	156.9	140.1	144.5	12.9	12.4
20年1月	313,444	264,969	299,175	258,666	14,269	6,303	142.9	149.2	130.1	135.7	12.8	13.5
2月	306,545	257,876	301,697	257,820	4,848	56	154.2	157.1	140.8	143.5	13.4	13.6
3月	321,390	265,480	303,184	259,953	18,206	5,527	153.9	158.8	140.0	145.3	13.9	13.5
4月	314,347	260,040	305,279	259,479	9,068	561	158.3	161.5	144.6	148.4	13.7	13.1
5月	310,063	266,082	299,815	254,717	10,248	11,365	150.8	155.7	138.0	143.0	12.8	12.7
6月	578,170	443,253	300,856	254,861	277,314	188,392	157.1	160.0	144.4	148.0	12.7	12.0
7月	441,373	380,070	301,144	255,473	140,229	124,597	159.2	163.0	146.3	150.7	12.9	12.3
8月	312,883	263,252	299,333	254,540	13,550	8,712	148.1	151.3	135.8	139.5	12.3	11.8
9月	303,940	254,246	299,625	254,106	4,315	140	152.0	157.7	139.3	145.0	12.7	12.7
10月	306,109	258,453	300,807	256,172	5,302	2,281	157.2	161.6	144.4	149.4	12.8	12.2
11月	326,431	272,864	299,510	256,045	26,921	16,819	152.0	153.7	139.5	142.4	12.5	11.3
12月	715,290	591,269	297,992	254,118	417,298	337,151	149.7	153.3	137.8	142.4	11.9	10.9
21年1月	297,734	(空欄)	288,055	(空欄)	9,729	(空欄)	139.7	(空欄)	129.0	(空欄)	10.7	(空欄)
2月	*291,981	(空欄)	*288,353	(空欄)	*3,628	(空欄)	*144.0	(空欄)	*133.9	(空欄)	*10.1	(空欄)

資料出所 (全国) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)		消費者物価指数(総合)17年=100		鉱工業生産指数(季調済)17年=100 年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯)家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む			
	新求人倍率(季節調整値)		月間有効求人倍率(季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
18年平均	1.56	1.42	1.06	0.99	100.3	100.3	104.5	106.9	320,231	324,910
19年平均	1.52	1.48	1.04	1.03	100.3	100.3	107.4	112.1	323,459	309,661
20年平均	1.25	1.21	0.88	0.86	101.7	101.7	103.8		324,929	326,678
20年1月	1.47	1.44	0.99	1.00	100.7	100.7	108.5	108.6	341,138	312,719
2月	1.41	1.44	0.98	0.99	100.5	100.5	110.2	110.0	298,539	263,622
3月	1.31	1.33	0.95	0.97	101.0	101.0	106.5	111.3	342,868	321,434
4月	1.36	1.43	0.93	0.98	100.9	100.8	106.3	109.0	343,586	348,514
5月	1.33	1.37	0.93	0.93	101.7	101.5	109.3	111.4	315,152	297,565
6月	1.27	1.27	0.90	0.90	102.2	102.1	106.9	121.8	307,975	309,894
7月	1.24	1.24	0.88	0.87	102.4	102.3	108.3	114.6	330,483	351,641
8月	1.21	1.15	0.85	0.84	102.7	102.7	104.5	106.0	322,501	301,206
9月	1.16	1.16	0.83	0.81	102.7	102.7	105.6	116.9	307,778	367,679
10月	1.11	0.99	0.80	0.75	102.6	102.8	102.3	106.1	313,544	314,172
11月	1.05	0.89	0.76	0.67	101.7	102.0	93.6	95.1	310,146	316,847
12月	1.05	0.90	0.73	0.63	101.3	101.7	84.4	78.9	365,435	414,849
21年1月	0.92	0.80	0.67	0.57	100.7	101.3	75.8	73.0	321,732	358,868
2月	0.77	0.76	0.59	0.53	100.4	101.1	69.5	(空欄)	295,494	331,899

資料出所 厚生労働省 大分県労働局 厚生労働省 大分県労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省「鉱工業生産動向」 県統計調査課「鉱工業生産指数月報」 総務省統計局「家計調査」

(注) *は速報値・空欄は未公表
一般職業紹介状況の月次は季節調整値
(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

労委だより

平成21年3月分の概況

審査事件関係

種別	新規	前月からの繰越	終結	翌月繰越
不当労働行為事件	1	1	0	2
労働組合資格審査	1	1	0	2

調整事件関係

種別	新規	前月からの繰越	終結	翌月繰越
あっせん停	0	1	1	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

個別労働関係紛争関係

種別	新規	前月からの繰越	終結	翌月繰越
あっせん	0	0	0	0

会議の開催

3月10日 第1428回 定例総会
3月24日 第1429回 定例総会

身近な労働問題 Q & A

Q ある商店に勤めていますが、給料の未払いが続いています。社長に未払賃金の支払いを要求しているのですが、なかなか支払ってくれません。

話が進まないのので、店の売上金から直接支払ってもらおうか、とも考えています。どのようにすれば、未払賃金を支払ってもらえるでしょうか。

A

1 まず、賃金請求権の裏付けとなるものを確認しましょう。就業規則、給与明細書、労働時間管理記録(タイムレコード)等、賃金債権を証明する書類等を揃える必要があります。

未払賃金額が確認できたら、社長に請求しましょう。内容証明郵便で請求すると、請求の内容や日時が証拠として明確に残ります。

なお、賃金債権は2年間で時効消滅しますので、その間に解決する必要があります。

2 それでも支払ってもらえないときは、労働基準監督署に相談してみてもどうでしょうか。その他に労働紛争の迅速・簡易な解決法として、県の労働委員会や国の労働局にあっせんを申し立てる方法がありますが、債務者が支払いに応じない場合、強制的に支払わせることはできません。

3 社長に強制的に支払わせるための方法として、労働審判、裁判、先取特権の実行等がありますので、以下、簡単に説明します。

(1) 労働審判で、当事者の合意により調停が成立した場合、及び審判書による判断が下された場合は、債務者の財産を差し押さえ、競売を行い、順

位と効力に応じて優先的に支払いを受けることができます。(強制執行)

ただし、当事者は審判に不服があるときは異議を申し立てることができ、この場合は、強制的に支払わせることはできません。

労働審判は、通常、裁判よりも経費がかからず、短期間で結論が出ます。

(2) 裁判所に訴えを提起し、勝訴すれば強制執行することができます。

(3) 賃金支払請求権は、債権としての性格を持つほか、先取特権という担保物件としての効力をもっており、労働審判や裁判によらずに債務者の財産を差し押さえ、順位と効力に応じて優先的に支払いを受けることができます。

この場合は、賃金請求に係る証拠書類を揃えて裁判所に申し立ててください。

(4) この他、仮差押えをする方法等もありますが、省略します。

4 このように、色々な解決手段がありますので、どれがご自分にとって使いやすいか、県や国の労働相談機関や法テラス等で相談してください。

5 最後に、ご相談にあった売上金から直接支払いを受けることについては、注意が必要です。

この場合、社長が任意に支払いに応じる場合は問題がありませんが、応じないときに強引にお金を持って行くことについては、「自力救済の禁止」といって認められず、損害賠償や刑事罰の対象となることもあります。

「Web労働おおいた」に対するご意見、ご感想をお待ちしています。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501大分市大手町3-1-1 /TEL097-506-3354//FAX097-506-1827

ホームページアドレス

「Web労働おおいた」 : <http://www.pref.oita.jp/14530/rodooitai/index.html>

「おおいたの労働」 : <http://www.pref.oita.jp/14530/oitaredo/index.html>

E-mail : a14530@pref.oita.lg.jp